

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年2月19日
【計算期間】 第22特定期間（自平成27年5月21日 至平成27年11月20日）
【ファンド名】 三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝
【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】 伊藤 晃
【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】 03-6250-4740
【縦覧に供する場所】 該当ありません

【提出書類】 募集事項等記載書面
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年2月19日
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】 該当ありません

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：バライン）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（６）【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

（ 7 ） 【 申込期間 】

平成28年2月20日から平成29年2月20日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

申込みを受け付けた販売会社とします。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ 12 ） 【 その他 】

該当事項はありません。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	北米			オブ・	
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	アジア			()	ショート型/ 絶対収益
公債	(毎月)	オセアニア				追求型
社債	日々	中南米				その他
その他債券	その他	アフリカ				()
クレジット	()	中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式債券))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

わが国を除く世界主要国の公社債およびわが国の株式を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、中長期的に安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

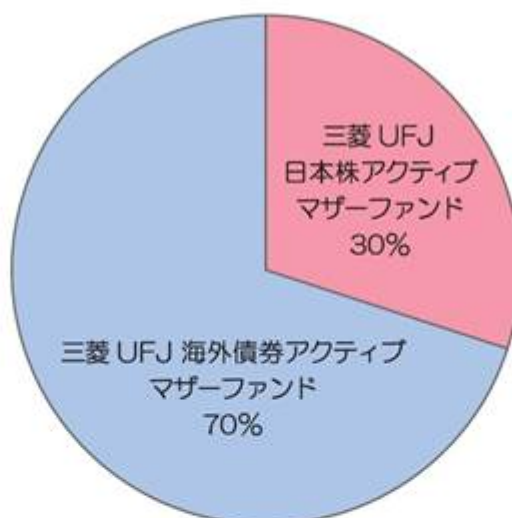
主として、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンドへの投資を通して、わが国を除く世界主要国の公社債およびわが国の株式に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

特色2

各マザーファンドへの資産配分は、純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド……………70%
三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド……………30%

〈基本投資割合〉



- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 時価変動等に伴う基本投資割合からの乖離については、1か月に1回程度リバランスを行い、これを修正します。なお、各マザーファンドへの資産配分が基本投資割合から一定の範囲（それぞれ±5%程度）を超えた場合には、上記にかかわらず速やかに修正を行います。
- 外国債券と国内株式の組み合わせにより、分散投資の効果をめざします。1種類の資産に投資する場合に比べて、値動きの異なる傾向のある資産を組み合わせることで、より安定的な値動きをめざします。

□ リバランスとは、市況動向によって変化したポートフォリオに占める各マザーファンドの割合を、当初想定していた割合に引き戻すために、委託会社が割合を調整することをいいます。

＜各マザーファンドの概要＞

	三菱UFJ 海外債券アクティブ マザーファンド	三菱UFJ 日本株アクティブ マザーファンド
主要投資対象	わが国を除く世界主要国の公社債	わが国の株式
運用目標	シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。	東証株価指数(TOPIX)を長期的に上回る運用成果をめざします。
投資態度	<p>①運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。</p> <p>②組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。</p>	<p>株式への投資にあたっては、運用チームによる会社訪問も含め、自ら徹底的に企業分析を行います。</p> <p>銘柄選定は、主に以下の観点で行います。</p> <p>①オーナーの持ち分としての株主価値の見極め。</p> <p>②株主価値を分析する尺度としては、主に企業が事業から継続してキャッシュを生み出す能力を評価。</p> <p>③株主価値と株価との関係がパーゲン(株主価値>株価)と判断される銘柄に投資。</p>
外貨建資産への投資	投資割合に制限を設けません。	投資は行いません。

📌 シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

📌 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

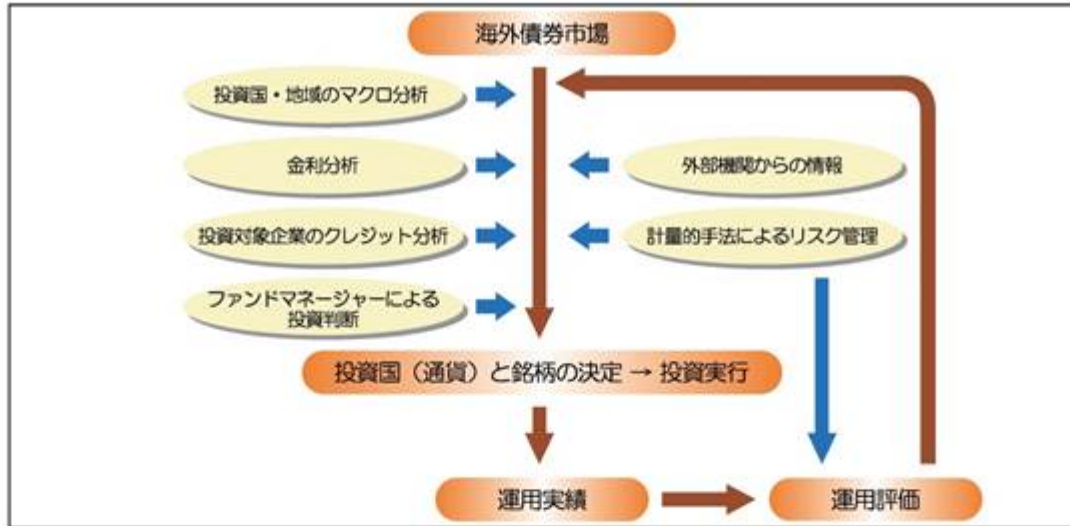
📌 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

📌 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

📌 エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

<各マザーファンドの運用プロセス>

● 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド



● 三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド



! 上記の各運用プロセスは銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。なお、今後、変更される場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を実施し、分配を行います。

- 分配金額は、原則として組入債券等から生じる利子・配当収益（インカムゲイン）を中心に、組入株式等の売買益等（キャピタルゲイン）についても、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



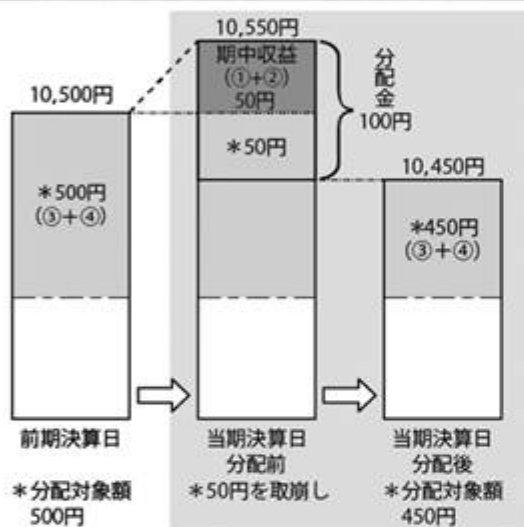
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

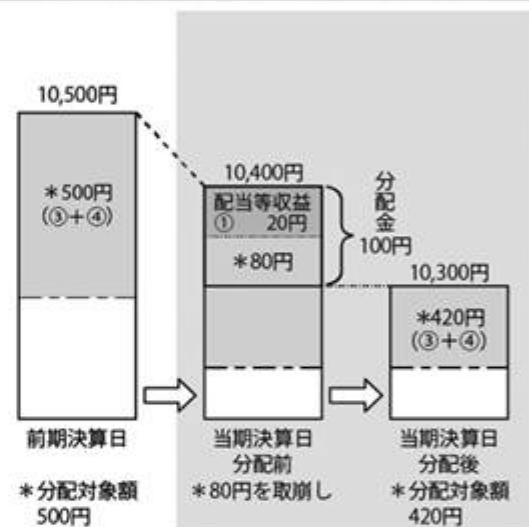
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



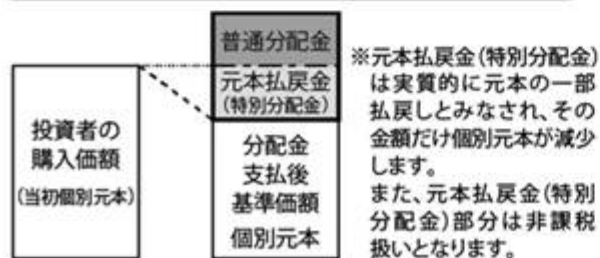
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

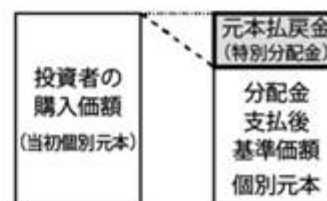
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主に三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンドへの投資を通じて、わが国を除く世界主要国の公社債およびわが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

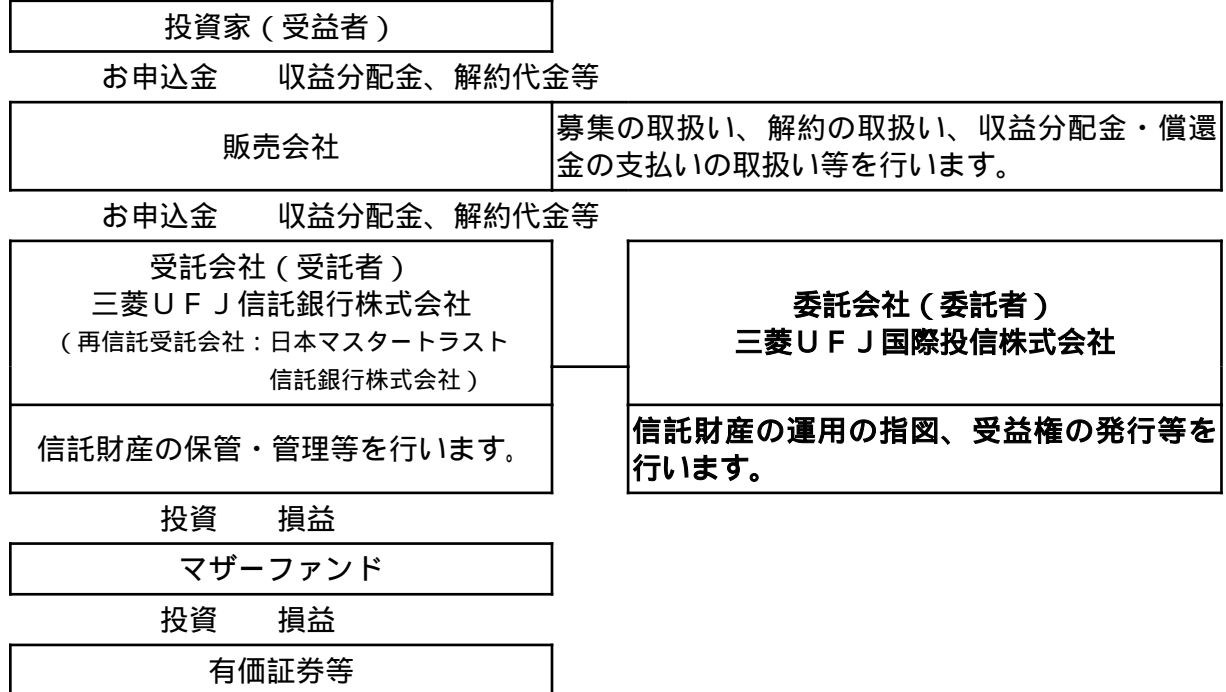
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年12月17日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月1日	名称を「三菱 バランスインカムオープン（毎月決算型）」から 「三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）」に変更
平成25年8月20日	信託期間を平成26年11月20日までから平成31年11月20日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

- ・ 資本金
2,000百万円（平成27年11月末現在）
- ・ 沿革

平成9年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成27年11月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド受益証券への投資を通して、わが国を除く世界主要国の公社債およびわが国の株式に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各マザーファンド受益証券への資産配分は、純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券・・・70%

三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド受益証券・・・30%

時価変動等に伴う基本投資割合からの乖離については、1ヵ月に1回程度リバランスを行い、これを修正します。なお、各マザーファンド受益証券への資産配分が基本投資割合から一定の範囲（それぞれ±5%程度）を超えた場合には、上記にかかわらず速やかに修正を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ日本株アクティブマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. から7. までの証券または証書の性質を有するもの

9. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書を以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに8.および9.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・ 外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位(通常の状態では90%以上)を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、長期的に安定した信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により長期的にわが国の株式市場全体(TOPIX)の動きを上回る運用成果をめざします。

株式への投資にあたっては、運用チームによる会社訪問も含め、自ら徹底的に企業分析を行います。

銘柄選定は、主に以下の観点で行います。

- ・ オーナーの持ち分としての株主価値の見極め。

・株主価値を分析する尺度としては、主に企業が事業から継続してキャッシュを生み出す能力を評価。

・株主価値と株価との関係がバーゲン(株主価値>株価)と判断される銘柄に投資。

また、株式の組入比率は高位を保つこととし、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(投資制限)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

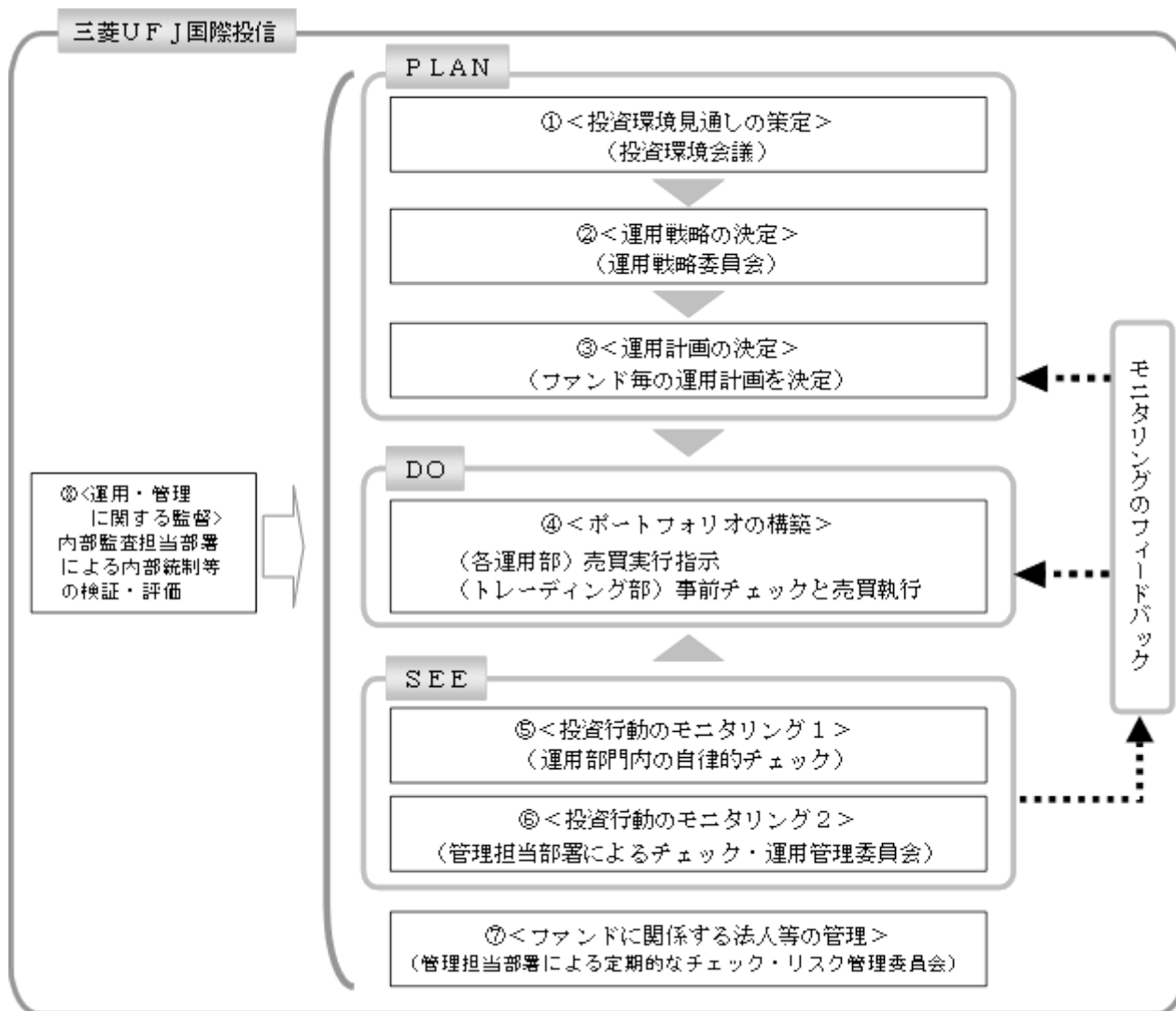
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は、信託約款の範囲で行います。

(3) 【運用体制】

**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への投資は行いません。

同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金

借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ・デリバティブ取引等の投資制限
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク・為替変動リスク

価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスク・為替変動リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

(3) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

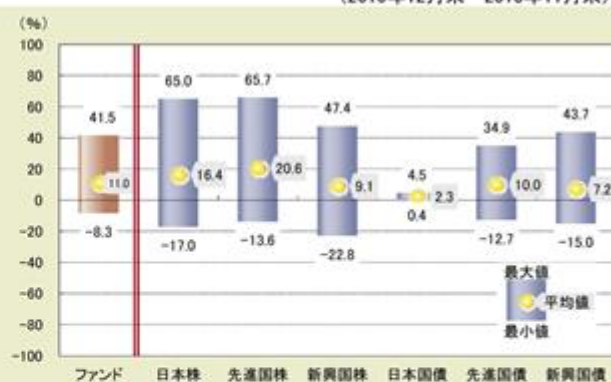
●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



- ・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年12月末～2015年11月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・2010年12月～2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.296%（税抜年1.2%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.6048% （税抜年0.56%）	年0.6048% （税抜年0.56%）	年0.0864% （税抜年0.08%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・

譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成27年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	32,123,681,712	99.91
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		29,774,735	0.09
純資産総額		32,153,456,447	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成27年11月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	三菱UFJ 海外債券アクティ ブマザーファンド	親投資信託 受益証券		7,506,639,780	3.0129	22,616,754,993		70.10
					3.0027	22,540,187,267		
日本	三菱UFJ 日本株アクティ ブマザーファンド	親投資信託 受益証券		5,466,598,851	1.7675	9,662,213,470		29.81
					1.7531	9,583,494,445		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成27年11月30日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.91
合計	99.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成27年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第11計算期間末日 (平成17年12月20日)	211,353,598,918 (分配付) 201,079,420,039 (分配落)	10,512 (分配付) 10,001 (分配落)
第12計算期間末日 (平成18年1月20日)	271,046,073,967 (分配付) 269,858,836,579 (分配落)	10,045 (分配付) 10,001 (分配落)
第13計算期間末日 (平成18年2月20日)	308,519,517,850 (分配付) 307,988,515,506 (分配落)	9,877 (分配付) 9,860 (分配落)
第14計算期間末日 (平成18年3月20日)	329,080,077,350 (分配付) 328,356,694,814 (分配落)	10,008 (分配付) 9,986 (分配落)
第15計算期間末日 (平成18年4月20日)	337,248,419,241 (分配付) 331,141,116,267 (分配落)	10,216 (分配付) 10,031 (分配落)
第16計算期間末日 (平成18年5月22日)	335,477,674,399 (分配付) 334,743,881,625 (分配落)	9,601 (分配付) 9,580 (分配落)
第17計算期間末日 (平成18年6月20日)	340,398,388,102 (分配付) 339,757,604,667 (分配落)	9,562 (分配付) 9,544 (分配落)
第18計算期間末日 (平成18年7月20日)	347,107,469,606 (分配付) 346,350,540,438 (分配落)	9,630 (分配付) 9,609 (分配落)

第19計算期間末日 (平成18年 8月21日)	356,893,404,139 (分配付) 356,064,637,785 (分配落)	9,905 (分配付) 9,882 (分配落)
第20計算期間末日 (平成18年 9月20日)	345,169,002,414 (分配付) 344,539,858,140 (分配落)	9,875 (分配付) 9,857 (分配落)
第21計算期間末日 (平成18年10月20日)	336,183,199,962 (分配付) 333,846,497,043 (分配落)	10,071 (分配付) 10,001 (分配落)
第22計算期間末日 (平成18年11月20日)	322,710,871,734 (分配付) 322,024,085,890 (分配落)	9,868 (分配付) 9,847 (分配落)
第23計算期間末日 (平成18年12月20日)	315,087,840,246 (分配付) 309,048,346,527 (分配落)	10,226 (分配付) 10,030 (分配落)
第24計算期間末日 (平成19年 1月22日)	309,686,749,503 (分配付) 307,246,967,718 (分配落)	10,155 (分配付) 10,075 (分配落)
第25計算期間末日 (平成19年 2月20日)	308,449,584,029 (分配付) 305,942,391,936 (分配落)	10,088 (分配付) 10,006 (分配落)
第26計算期間末日 (平成19年 3月20日)	307,553,452,570 (分配付) 306,960,067,627 (分配落)	9,848 (分配付) 9,829 (分配落)
第27計算期間末日 (平成19年 4月20日)	311,253,963,803 (分配付) 310,065,245,119 (分配落)	9,950 (分配付) 9,912 (分配落)
第28計算期間末日 (平成19年 5月21日)	308,039,948,916 (分配付) 307,057,385,311 (分配落)	10,032 (分配付) 10,000 (分配落)
第29計算期間末日 (平成19年 6月20日)	299,458,399,814 (分配付) 297,367,299,460 (分配落)	10,168 (分配付) 10,097 (分配落)
第30計算期間末日 (平成19年 7月20日)	294,261,854,740 (分配付) 287,596,714,994 (分配落)	10,243 (分配付) 10,011 (分配落)
第31計算期間末日 (平成19年 8月20日)	264,958,789,563 (分配付) 264,291,183,703 (分配落)	9,128 (分配付) 9,105 (分配落)
第32計算期間末日 (平成19年 9月20日)	275,970,356,809 (分配付) 275,357,321,295 (分配落)	9,454 (分配付) 9,433 (分配落)
第33計算期間末日 (平成19年10月22日)	275,679,494,375 (分配付) 274,573,409,821 (分配落)	9,471 (分配付) 9,433 (分配落)
第34計算期間末日 (平成19年11月20日)	265,425,921,830 (分配付) 264,847,888,548 (分配落)	9,184 (分配付) 9,164 (分配落)
第35計算期間末日 (平成19年12月20日)	262,837,705,964 (分配付) 262,236,868,647 (分配落)	9,186 (分配付) 9,165 (分配落)
第36計算期間末日 (平成20年 1月21日)	244,987,395,880 (分配付) 244,363,171,042 (分配落)	8,634 (分配付) 8,612 (分配落)
第37計算期間末日 (平成20年 2月20日)	244,971,700,481 (分配付) 244,494,585,263 (分配落)	8,729 (分配付) 8,712 (分配落)
第38計算期間末日 (平成20年 3月21日)	230,506,168,759 (分配付) 229,978,101,276 (分配落)	8,294 (分配付) 8,275 (分配落)
第39計算期間末日 (平成20年 4月21日)	243,421,144,630 (分配付) 242,238,051,738 (分配落)	8,847 (分配付) 8,804 (分配落)
第40計算期間末日 (平成20年 5月20日)	242,814,491,560 (分配付) 242,322,303,366 (分配落)	8,880 (分配付) 8,862 (分配落)
第41計算期間末日 (平成20年 6月20日)	238,429,272,304 (分配付) 237,861,519,350 (分配落)	8,819 (分配付) 8,798 (分配落)
第42計算期間末日 (平成20年 7月22日)	231,869,866,896 (分配付) 231,309,916,892 (分配落)	8,696 (分配付) 8,675 (分配落)
第43計算期間末日 (平成20年 8月20日)	224,108,069,462 (分配付) 223,634,610,653 (分配落)	8,520 (分配付) 8,502 (分配落)
第44計算期間末日 (平成20年 9月22日)	207,812,770,286 (分配付) 207,323,434,910 (分配落)	8,069 (分配付) 8,050 (分配落)
第45計算期間末日 (平成20年10月20日)	177,814,642,907 (分配付) 176,954,597,564 (分配落)	7,030 (分配付) 6,996 (分配落)
第46計算期間末日 (平成20年11月20日)	156,376,691,958 (分配付) 156,050,244,994 (分配落)	6,227 (分配付) 6,214 (分配落)
第47計算期間末日 (平成20年12月22日)	162,770,860,783 (分配付) 162,447,748,234 (分配落)	6,549 (分配付) 6,536 (分配落)
第48計算期間末日 (平成21年 1月20日)	152,894,331,765 (分配付) 152,573,337,741 (分配落)	6,192 (分配付) 6,179 (分配落)

第49計算期間末日 (平成21年 2月20日)	148,879,284,812 (分配付) 148,561,468,248 (分配落)	6,090 (分配付) 6,077 (分配落)
第50計算期間末日 (平成21年 3月23日)	159,448,348,325 (分配付) 159,156,960,549 (分配落)	6,566 (分配付) 6,554 (分配落)
第51計算期間末日 (平成21年 4月20日)	161,944,059,541 (分配付) 161,123,540,232 (分配落)	6,711 (分配付) 6,677 (分配落)
第52計算期間末日 (平成21年 5月20日)	161,930,372,810 (分配付) 161,714,430,134 (分配落)	6,749 (分配付) 6,740 (分配落)
第53計算期間末日 (平成21年 6月22日)	162,086,544,252 (分配付) 161,732,590,547 (分配落)	6,869 (分配付) 6,854 (分配落)
第54計算期間末日 (平成21年 7月21日)	158,887,400,347 (分配付) 158,584,694,993 (分配落)	6,824 (分配付) 6,811 (分配落)
第55計算期間末日 (平成21年 8月20日)	161,078,821,059 (分配付) 160,735,647,362 (分配落)	7,041 (分配付) 7,026 (分配落)
第56計算期間末日 (平成21年 9月24日)	154,982,908,164 (分配付) 154,671,083,364 (分配落)	6,958 (分配付) 6,944 (分配落)
第57計算期間末日 (平成21年10月20日)	151,599,939,262 (分配付) 151,096,447,009 (分配落)	6,925 (分配付) 6,902 (分配落)
第58計算期間末日 (平成21年11月20日)	141,935,307,701 (分配付) 141,637,119,863 (分配落)	6,664 (分配付) 6,650 (分配落)
第59計算期間末日 (平成21年12月21日)	140,100,181,284 (分配付) 139,892,892,022 (分配落)	6,759 (分配付) 6,749 (分配落)
第60計算期間末日 (平成22年 1月20日)	139,043,219,429 (分配付) 138,841,664,730 (分配落)	6,899 (分配付) 6,889 (分配落)
第61計算期間末日 (平成22年 2月22日)	130,912,888,251 (分配付) 130,717,671,057 (分配落)	6,706 (分配付) 6,696 (分配落)
第62計算期間末日 (平成22年 3月23日)	126,523,405,797 (分配付) 126,335,572,385 (分配落)	6,736 (分配付) 6,726 (分配落)
第63計算期間末日 (平成22年 4月20日)	125,389,031,713 (分配付) 125,207,694,759 (分配落)	6,915 (分配付) 6,905 (分配落)
第64計算期間末日 (平成22年 5月20日)	115,144,558,153 (分配付) 114,968,029,984 (分配落)	6,523 (分配付) 6,513 (分配落)
第65計算期間末日 (平成22年 6月21日)	110,792,949,132 (分配付) 110,621,924,910 (分配落)	6,478 (分配付) 6,468 (分配落)
第66計算期間末日 (平成22年 7月20日)	103,751,911,469 (分配付) 103,586,120,129 (分配落)	6,258 (分配付) 6,248 (分配落)
第67計算期間末日 (平成22年 8月20日)	100,116,041,325 (分配付) 99,956,336,347 (分配落)	6,269 (分配付) 6,259 (分配落)
第68計算期間末日 (平成22年 9月21日)	97,346,889,096 (分配付) 97,193,208,429 (分配落)	6,334 (分配付) 6,324 (分配落)
第69計算期間末日 (平成22年10月20日)	92,377,875,531 (分配付) 92,229,460,540 (分配落)	6,224 (分配付) 6,214 (分配落)
第70計算期間末日 (平成22年11月22日)	91,682,486,235 (分配付) 91,539,229,000 (分配落)	6,400 (分配付) 6,390 (分配落)
第71計算期間末日 (平成22年12月20日)	87,349,732,012 (分配付) 87,210,911,298 (分配落)	6,292 (分配付) 6,282 (分配落)
第72計算期間末日 (平成23年 1月20日)	84,983,566,240 (分配付) 84,848,849,338 (分配落)	6,308 (分配付) 6,298 (分配落)
第73計算期間末日 (平成23年 2月21日)	83,919,311,033 (分配付) 83,789,005,714 (分配落)	6,440 (分配付) 6,430 (分配落)
第74計算期間末日 (平成23年 3月22日)	78,365,253,892 (分配付) 78,238,521,787 (分配落)	6,184 (分配付) 6,174 (分配落)
第75計算期間末日 (平成23年 4月20日)	76,924,975,808 (分配付) 76,801,230,698 (分配落)	6,216 (分配付) 6,206 (分配落)
第76計算期間末日 (平成23年 5月20日)	74,807,519,798 (分配付) 74,686,464,539 (分配落)	6,180 (分配付) 6,170 (分配落)
第77計算期間末日 (平成23年 6月20日)	70,890,777,125 (分配付) 70,773,337,950 (分配落)	6,036 (分配付) 6,026 (分配落)
第78計算期間末日 (平成23年 7月20日)	69,448,077,188 (分配付) 69,334,222,867 (分配落)	6,100 (分配付) 6,090 (分配落)

第79計算期間末日 （平成23年 8月22日）	64,546,182,234（分配付） 64,435,400,073（分配落）	5,826（分配付） 5,816（分配落）
第80計算期間末日 （平成23年 9月20日）	62,197,018,063（分配付） 62,088,630,123（分配落）	5,738（分配付） 5,728（分配落）
第81計算期間末日 （平成23年10月20日）	60,341,933,950（分配付） 60,236,283,396（分配落）	5,711（分配付） 5,701（分配落）
第82計算期間末日 （平成23年11月21日）	57,592,281,719（分配付） 57,489,909,117（分配落）	5,626（分配付） 5,616（分配落）
第83計算期間末日 （平成23年12月20日）	56,410,345,055（分配付） 56,310,795,066（分配落）	5,667（分配付） 5,657（分配落）
第84計算期間末日 （平成24年 1月20日）	55,468,631,977（分配付） 55,371,686,996（分配落）	5,722（分配付） 5,712（分配落）
第85計算期間末日 （平成24年 2月20日）	56,835,285,678（分配付） 56,741,163,926（分配落）	6,038（分配付） 6,028（分配落）
第86計算期間末日 （平成24年 3月21日）	58,005,068,621（分配付） 57,913,048,155（分配落）	6,303（分配付） 6,293（分配落）
第87計算期間末日 （平成24年 4月20日）	55,311,931,059（分配付） 55,221,476,652（分配落）	6,115（分配付） 6,105（分配落）
第88計算期間末日 （平成24年 5月21日）	51,150,401,679（分配付） 51,061,323,787（分配落）	5,742（分配付） 5,732（分配落）
第89計算期間末日 （平成24年 6月20日）	50,429,175,778（分配付） 50,341,745,537（分配落）	5,768（分配付） 5,758（分配落）
第90計算期間末日 （平成24年 7月20日）	48,882,233,613（分配付） 48,796,438,826（分配落）	5,698（分配付） 5,688（分配落）
第91計算期間末日 （平成24年 8月20日）	48,514,578,710（分配付） 48,430,597,463（分配落）	5,777（分配付） 5,767（分配落）
第92計算期間末日 （平成24年 9月20日）	47,688,354,402（分配付） 47,606,353,408（分配落）	5,816（分配付） 5,806（分配落）
第93計算期間末日 （平成24年10月22日）	47,244,224,121（分配付） 47,163,883,957（分配落）	5,881（分配付） 5,871（分配落）
第94計算期間末日 （平成24年11月20日）	46,836,462,349（分配付） 46,757,912,757（分配落）	5,963（分配付） 5,953（分配落）
第95計算期間末日 （平成24年12月20日）	48,925,570,418（分配付） 48,849,052,349（分配落）	6,394（分配付） 6,384（分配落）
第96計算期間末日 （平成25年 1月21日）	51,730,931,302（分配付） 51,655,494,167（分配落）	6,857（分配付） 6,847（分配落）
第97計算期間末日 （平成25年 2月20日）	53,070,311,089（分配付） 52,996,183,734（分配落）	7,159（分配付） 7,149（分配落）
第98計算期間末日 （平成25年 3月21日）	53,598,911,011（分配付） 53,526,233,439（分配落）	7,375（分配付） 7,365（分配落）
第99計算期間末日 （平成25年 4月22日）	55,966,270,461（分配付） 55,895,205,931（分配落）	7,875（分配付） 7,865（分配落）
第100計算期間末日 （平成25年 5月20日）	57,296,318,697（分配付） 57,226,953,653（分配落）	8,260（分配付） 8,250（分配落）
第101計算期間末日 （平成25年 6月20日）	50,828,316,464（分配付） 50,760,599,807（分配落）	7,506（分配付） 7,496（分配落）
第102計算期間末日 （平成25年 7月22日）	52,404,577,715（分配付） 52,338,015,161（分配落）	7,873（分配付） 7,863（分配落）
第103計算期間末日 （平成25年 8月20日）	49,418,896,709（分配付） 49,353,287,753（分配落）	7,532（分配付） 7,522（分配落）
第104計算期間末日 （平成25年 9月20日）	51,077,154,480（分配付） 51,012,576,623（分配落）	7,909（分配付） 7,899（分配落）
第105計算期間末日 （平成25年10月21日）	50,408,977,247（分配付） 50,345,203,927（分配落）	7,904（分配付） 7,894（分配落）
第106計算期間末日 （平成25年11月20日）	50,185,776,349（分配付） 50,123,341,946（分配落）	8,038（分配付） 8,028（分配落）
第107計算期間末日 （平成25年12月20日）	49,323,875,781（分配付） 49,264,517,598（分配落）	8,310（分配付） 8,300（分配落）
第108計算期間末日 （平成26年 1月20日）	48,432,903,856（分配付） 48,375,117,642（分配落）	8,381（分配付） 8,371（分配落）

第109計算期間末日 (平成26年 2月20日)	46,401,171,761 (分配付) 46,344,429,649 (分配落)	8,178 (分配付) 8,168 (分配落)
第110計算期間末日 (平成26年 3月20日)	45,058,948,494 (分配付) 45,003,291,597 (分配落)	8,096 (分配付) 8,086 (分配落)
第111計算期間末日 (平成26年 4月21日)	45,102,383,937 (分配付) 45,047,585,722 (分配落)	8,231 (分配付) 8,221 (分配落)
第112計算期間末日 (平成26年 5月20日)	43,847,828,237 (分配付) 43,793,773,711 (分配落)	8,112 (分配付) 8,102 (分配落)
第113計算期間末日 (平成26年 6月20日)	44,500,119,911 (分配付) 44,447,130,846 (分配落)	8,398 (分配付) 8,388 (分配落)
第114計算期間末日 (平成26年 7月22日)	43,323,504,441 (分配付) 43,272,036,628 (分配落)	8,418 (分配付) 8,408 (分配落)
第115計算期間末日 (平成26年 8月20日)	42,997,713,082 (分配付) 42,947,267,178 (分配落)	8,524 (分配付) 8,514 (分配落)
第116計算期間末日 (平成26年 9月22日)	43,191,281,180 (分配付) 43,142,488,725 (分配落)	8,852 (分配付) 8,842 (分配落)
第117計算期間末日 (平成26年10月20日)	41,078,696,884 (分配付) 41,030,842,512 (分配落)	8,584 (分配付) 8,574 (分配落)
第118計算期間末日 (平成26年11月20日)	42,832,175,660 (分配付) 42,786,889,364 (分配落)	9,458 (分配付) 9,448 (分配落)
第119計算期間末日 (平成26年12月22日)	41,569,183,092 (分配付) 41,525,867,785 (分配落)	9,597 (分配付) 9,587 (分配落)
第120計算期間末日 (平成27年 1月20日)	40,145,917,862 (分配付) 40,103,345,381 (分配落)	9,430 (分配付) 9,420 (分配落)
第121計算期間末日 (平成27年 2月20日)	39,697,750,767 (分配付) 39,656,070,912 (分配落)	9,524 (分配付) 9,514 (分配落)
第122計算期間末日 (平成27年 3月20日)	39,243,108,366 (分配付) 39,202,663,080 (分配落)	9,703 (分配付) 9,693 (分配落)
第123計算期間末日 (平成27年 4月20日)	37,894,163,283 (分配付) 37,854,868,552 (分配落)	9,644 (分配付) 9,634 (分配落)
第124計算期間末日 (平成27年 5月20日)	37,598,196,756 (分配付) 37,559,786,424 (分配落)	9,789 (分配付) 9,779 (分配落)
第125計算期間末日 (平成27年 6月22日)	36,369,404,745 (分配付) 36,332,582,447 (分配落)	9,877 (分配付) 9,867 (分配落)
第126計算期間末日 (平成27年 7月21日)	35,530,987,663 (分配付) 35,494,894,221 (分配落)	9,844 (分配付) 9,834 (分配落)
第127計算期間末日 (平成27年 8月20日)	34,445,390,138 (分配付) 34,410,268,230 (分配落)	9,807 (分配付) 9,797 (分配落)
第128計算期間末日 (平成27年 9月24日)	32,024,950,849 (分配付) 31,990,362,546 (分配落)	9,259 (分配付) 9,249 (分配落)
第129計算期間末日 (平成27年10月20日)	32,420,269,033 (分配付) 32,386,012,748 (分配落)	9,464 (分配付) 9,454 (分配落)
第130計算期間末日 (平成27年11月20日)	32,486,892,198 (分配付) 32,453,230,573 (分配落)	9,651 (分配付) 9,641 (分配落)
平成26年11月末日	42,722,389,439	9,556
12月末日	41,381,628,910	9,622
平成27年 1月末日	39,860,510,164	9,436
2月末日	39,801,355,905	9,623
3月末日	38,546,715,891	9,668
4月末日	37,757,042,281	9,707
5月末日	37,554,039,332	9,947
6月末日	35,581,515,838	9,739
7月末日	35,338,723,067	9,862
8月末日	33,122,499,962	9,487
9月末日	32,027,553,993	9,275
10月末日	32,445,995,748	9,518
11月末日	32,153,456,447	9,591

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第11計算期間	511円
第12計算期間	44円
第13計算期間	17円
第14計算期間	22円
第15計算期間	185円
第16計算期間	21円
第17計算期間	18円
第18計算期間	21円
第19計算期間	23円
第20計算期間	18円
第21計算期間	70円
第22計算期間	21円
第23計算期間	196円
第24計算期間	80円
第25計算期間	82円
第26計算期間	19円
第27計算期間	38円
第28計算期間	32円
第29計算期間	71円
第30計算期間	232円
第31計算期間	23円
第32計算期間	21円
第33計算期間	38円
第34計算期間	20円
第35計算期間	21円
第36計算期間	22円
第37計算期間	17円
第38計算期間	19円
第39計算期間	43円
第40計算期間	18円
第41計算期間	21円
第42計算期間	21円
第43計算期間	18円
第44計算期間	19円
第45計算期間	34円
第46計算期間	13円
第47計算期間	13円
第48計算期間	13円
第49計算期間	13円
第50計算期間	12円
第51計算期間	34円
第52計算期間	9円
第53計算期間	15円
第54計算期間	13円
第55計算期間	15円
第56計算期間	14円
第57計算期間	23円
第58計算期間	14円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円

第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	10円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円

第129計算期間	10円
第130計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第11計算期間	2.90
第12計算期間	0.43
第13計算期間	1.23
第14計算期間	1.50
第15計算期間	2.30
第16計算期間	4.28
第17計算期間	0.18
第18計算期間	0.90
第19計算期間	3.08
第20計算期間	0.07
第21計算期間	2.17
第22計算期間	1.32
第23計算期間	3.84
第24計算期間	1.24
第25計算期間	0.12
第26計算期間	1.57
第27計算期間	1.23
第28計算期間	1.21
第29計算期間	1.68
第30計算期間	1.44
第31計算期間	8.82
第32計算期間	3.83
第33計算期間	0.40
第34計算期間	2.63
第35計算期間	0.24
第36計算期間	5.79
第37計算期間	1.35
第38計算期間	4.79
第39計算期間	6.91
第40計算期間	0.86
第41計算期間	0.48
第42計算期間	1.15
第43計算期間	1.78
第44計算期間	5.09
第45計算期間	12.67
第46計算期間	10.99
第47計算期間	5.39
第48計算期間	5.26
第49計算期間	1.44
第50計算期間	8.04
第51計算期間	2.39
第52計算期間	1.07
第53計算期間	1.91
第54計算期間	0.43
第55計算期間	3.37
第56計算期間	0.96
第57計算期間	0.27
第58計算期間	3.44
第59計算期間	1.63
第60計算期間	2.22
第61計算期間	2.65
第62計算期間	0.59
第63計算期間	2.80
第64計算期間	5.53

第65計算期間	0.53
第66計算期間	3.24
第67計算期間	0.33
第68計算期間	1.19
第69計算期間	1.58
第70計算期間	2.99
第71計算期間	1.53
第72計算期間	0.41
第73計算期間	2.25
第74計算期間	3.82
第75計算期間	0.68
第76計算期間	0.41
第77計算期間	2.17
第78計算期間	1.22
第79計算期間	4.33
第80計算期間	1.34
第81計算期間	0.29
第82計算期間	1.31
第83計算期間	0.90
第84計算期間	1.14
第85計算期間	5.70
第86計算期間	4.56
第87計算期間	2.82
第88計算期間	5.94
第89計算期間	0.62
第90計算期間	1.04
第91計算期間	1.56
第92計算期間	0.84
第93計算期間	1.29
第94計算期間	1.56
第95計算期間	7.40
第96計算期間	7.40
第97計算期間	4.55
第98計算期間	3.16
第99計算期間	6.92
第100計算期間	5.02
第101計算期間	9.01
第102計算期間	5.02
第103計算期間	4.20
第104計算期間	5.14
第105計算期間	0.06
第106計算期間	1.82
第107計算期間	3.51
第108計算期間	0.97
第109計算期間	2.30
第110計算期間	0.88
第111計算期間	1.79
第112計算期間	1.32
第113計算期間	3.65
第114計算期間	0.35
第115計算期間	1.37
第116計算期間	3.96
第117計算期間	2.91
第118計算期間	10.31
第119計算期間	1.57
第120計算期間	1.63
第121計算期間	1.10
第122計算期間	1.98
第123計算期間	0.50

第124計算期間	1.60
第125計算期間	1.00
第126計算期間	0.23
第127計算期間	0.27
第128計算期間	5.49
第129計算期間	2.32
第130計算期間	2.08

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第11計算期間	62,061,965,191	1,245,273,843	201,060,252,045
第12計算期間	70,547,204,306	1,780,777,036	269,826,679,315
第13計算期間	44,559,622,235	2,031,981,051	312,354,320,499
第14計算期間	20,110,299,231	3,654,375,794	328,810,243,936
第15計算期間	11,660,708,184	10,346,467,003	330,124,485,117
第16計算期間	23,752,596,458	4,451,950,839	349,425,130,736
第17計算期間	12,740,745,155	6,175,078,545	355,990,797,346
第18計算期間	11,286,695,472	6,835,031,584	360,442,461,234
第19計算期間	10,628,257,498	10,737,521,296	360,333,197,436
第20計算期間	12,441,705,272	23,250,305,691	349,524,597,017
第21計算期間	10,660,393,627	26,370,287,829	333,814,702,815
第22計算期間	9,955,794,965	16,729,619,558	327,040,878,222
第23計算期間	6,843,916,208	25,747,359,740	308,137,434,690
第24計算期間	11,285,134,541	14,449,846,020	304,972,723,211
第25計算期間	14,603,269,811	13,820,859,678	305,755,133,344
第26計算期間	13,407,550,155	6,854,818,728	312,307,864,771
第27計算期間	8,114,819,766	7,601,978,037	312,820,706,500
第28計算期間	5,401,967,963	11,171,547,703	307,051,126,760
第29計算期間	3,721,123,500	16,251,073,566	294,521,176,694
第30計算期間	3,280,460,290	10,511,130,675	287,290,506,309
第31計算期間	6,394,868,775	3,421,957,559	290,263,417,525
第32計算期間	3,664,399,851	2,006,143,905	291,921,673,471
第33計算期間	1,949,962,554	2,796,753,382	291,074,882,643
第34計算期間	1,503,310,753	3,561,551,982	289,016,641,414
第35計算期間	964,126,288	3,867,759,342	286,113,008,360
第36計算期間	782,472,725	3,156,918,304	283,738,562,781
第37計算期間	629,978,168	3,712,530,311	280,656,010,638
第38計算期間	366,976,101	3,092,732,184	277,930,254,555
第39計算期間	371,965,926	3,164,338,582	275,137,881,899
第40計算期間	503,040,486	2,203,036,593	273,437,885,792
第41計算期間	341,533,506	3,420,869,338	270,358,549,960
第42計算期間	300,721,745	4,016,412,522	266,642,859,183
第43計算期間	280,081,879	3,890,268,884	263,032,672,178
第44計算期間	206,058,302	5,693,795,655	257,544,934,825
第45計算期間	157,901,710	4,748,323,702	252,954,512,833
第46計算期間	317,663,922	2,159,127,073	251,113,049,682
第47計算期間	157,890,553	2,722,825,295	248,548,114,940
第48計算期間	139,856,428	1,769,490,603	246,918,480,765
第49計算期間	138,573,433	2,582,773,768	244,474,280,430
第50計算期間	141,176,267	1,792,309,570	242,823,147,127
第51計算期間	156,273,898	1,650,212,445	241,329,208,580
第52計算期間	273,241,540	1,666,142,804	239,936,307,316
第53計算期間	142,537,658	4,109,708,063	235,969,136,911
第54計算期間	129,361,678	3,248,226,158	232,850,272,431
第55計算期間	94,468,467	4,162,275,570	228,782,465,328
第56計算期間	116,385,727	6,166,851,026	222,732,000,029

第57計算期間	86,119,298	3,908,443,976	218,909,675,351
第58計算期間	128,567,182	6,046,929,414	212,991,313,119
第59計算期間	98,799,237	5,800,850,327	207,289,262,029
第60計算期間	60,121,028	5,794,683,792	201,554,699,265
第61計算期間	64,336,484	6,401,841,100	195,217,194,649
第62計算期間	53,913,677	7,437,695,625	187,833,412,701
第63計算期間	57,708,308	6,554,166,935	181,336,954,074
第64計算期間	51,568,871	4,860,353,839	176,528,169,106
第65計算期間	54,088,776	5,558,035,832	171,024,222,050
第66計算期間	49,033,930	5,281,915,696	165,791,340,284
第67計算期間	52,563,148	6,138,924,576	159,704,978,856
第68計算期間	57,418,417	6,081,730,000	153,680,667,273
第69計算期間	44,421,031	5,310,097,046	148,414,991,258
第70計算期間	51,154,946	5,208,910,681	143,257,235,523
第71計算期間	66,525,208	4,503,045,936	138,820,714,795
第72計算期間	42,988,657	4,146,801,003	134,716,902,449
第73計算期間	47,734,144	4,459,316,639	130,305,319,954
第74計算期間	57,071,433	3,630,285,451	126,732,105,936
第75計算期間	45,259,988	3,032,255,335	123,745,110,589
第76計算期間	41,817,747	2,731,669,036	121,055,259,300
第77計算期間	43,233,622	3,659,317,592	117,439,175,330
第78計算期間	42,563,302	3,627,417,168	113,854,321,464
第79計算期間	44,181,012	3,116,340,652	110,782,161,824
第80計算期間	45,675,629	2,439,897,348	108,387,940,105
第81計算期間	38,030,526	2,775,415,921	105,650,554,710
第82計算期間	37,035,507	3,314,987,971	102,372,602,246
第83計算期間	35,381,283	2,857,994,236	99,549,989,293
第84計算期間	35,248,980	2,640,256,594	96,944,981,679
第85計算期間	32,941,366	2,856,170,767	94,121,752,278
第86計算期間	32,581,318	2,133,866,838	92,020,466,758
第87計算期間	39,936,899	1,605,996,223	90,454,407,434
第88計算期間	34,095,650	1,410,610,561	89,077,892,523
第89計算期間	34,412,410	1,682,063,301	87,430,241,632
第90計算期間	31,005,032	1,666,459,622	85,794,787,042
第91計算期間	31,931,708	1,845,471,199	83,981,247,551
第92計算期間	31,100,339	2,011,353,413	82,000,994,477
第93計算期間	28,237,995	1,689,067,513	80,340,164,959
第94計算期間	27,709,345	1,818,281,747	78,549,592,557
第95計算期間	28,940,808	2,060,463,433	76,518,069,932
第96計算期間	32,109,804	1,113,044,039	75,437,135,697
第97計算期間	24,969,598	1,334,749,359	74,127,355,936
第98計算期間	22,507,007	1,472,290,518	72,677,572,425
第99計算期間	21,490,777	1,634,532,519	71,064,530,683
第100計算期間	19,001,640	1,718,487,689	69,365,044,634
第101計算期間	25,095,732	1,673,482,442	67,716,657,924
第102計算期間	18,750,371	1,172,853,857	66,562,554,438
第103計算期間	32,750,973	986,349,161	65,608,956,250
第104計算期間	18,468,769	1,049,567,191	64,577,857,828
第105計算期間	18,003,718	822,541,506	63,773,320,040
第106計算期間	16,561,685	1,355,478,470	62,434,403,255
第107計算期間	16,488,574	3,092,708,209	59,358,183,620
第108計算期間	14,988,006	1,586,957,402	57,786,214,224
第109計算期間	14,607,183	1,058,708,716	56,742,112,691
第110計算期間	14,505,032	1,099,720,125	55,656,897,598
第111計算期間	24,445,163	883,127,484	54,798,215,277
第112計算期間	13,499,198	757,188,280	54,054,526,195
第113計算期間	18,059,624	1,083,520,782	52,989,065,037
第114計算期間	13,331,263	1,534,582,981	51,467,813,319
第115計算期間	11,851,831	1,033,760,925	50,445,904,225

第116計算期間	10,885,506	1,664,334,472	48,792,455,259
第117計算期間	10,634,839	948,717,127	47,854,372,971
第118計算期間	12,334,438	2,580,411,333	45,286,296,076
第119計算期間	13,355,770	1,984,344,692	43,315,307,154
第120計算期間	13,166,331	755,991,768	42,572,481,717
第121計算期間	7,139,745	899,766,005	41,679,855,457
第122計算期間	7,875,377	1,242,444,149	40,445,286,685
第123計算期間	7,175,203	1,157,730,289	39,294,731,599
第124計算期間	8,566,989	892,966,422	38,410,332,166
第125計算期間	6,958,995	1,594,993,016	36,822,298,145
第126計算期間	6,231,215	735,086,670	36,093,442,690
第127計算期間	6,456,072	977,990,585	35,121,908,177
第128計算期間	6,575,837	540,180,999	34,588,303,015
第129計算期間	13,241,677	345,259,559	34,256,285,133
第130計算期間	6,634,019	601,293,226	33,661,625,926

< 参考 >

「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」

(1) 投資状況

平成27年11月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	24,326,808,668	43.80
	イタリア	8,714,246,648	15.69
	イギリス	4,587,308,154	8.26
	スペイン	3,987,582,254	7.18
	アイルランド	3,369,509,310	6.07
	フランス	3,367,242,904	6.06
	オランダ	1,387,020,990	2.50
	オーストラリア	891,879,174	1.61
	メキシコ	618,852,641	1.11
	ドイツ	574,147,528	1.03
	ポーランド	538,667,295	0.97
	ベルギー	354,611,364	0.64
	南アフリカ	272,243,927	0.49
	マレーシア	252,777,259	0.46
	スウェーデン	246,352,770	0.44
	シンガポール	186,827,174	0.34
ノルウェー	142,221,039	0.26	
カナダ	9,941,683	0.02	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,706,166,722	3.07
純資産総額		55,534,407,504	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成27年11月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
					アメリカ	2 T-NOTE 220731	国債証券	
イタリア	5.5 ITALY GOVT 220901	国債証券		21,000,000.00	16,584.37 16,912.3242	3,482,719,212 3,551,588,082	5.500000 2022/09/01	6.40
アメリカ	2.75 T-NOTE 240215	国債証券		24,000,000.00	13,009.99 12,871.1521	3,122,398,550 3,089,076,525	2.750000 2024/02/15	5.56
アメリカ	1.75 T-NOTE 230515	国債証券		24,000,000.00	12,134.22 12,033.4814	2,912,212,846 2,888,035,537	1.750000 2023/05/15	5.20
イギリス	4.75 GILT 200307	国債証券		10,000,000.00	21,616.88 21,302.8400	2,161,688,152 2,130,284,000	4.750000 2020/03/07	3.84
アメリカ	0.375 T-NOTE 160315	国債証券		17,000,000.00	12,295.91 12,287.2774	2,090,304,861 2,088,837,159	0.375000 2016/03/15	3.76
アメリカ	3.125 T-NOTE 190515	国債証券		15,000,000.00	13,176.28 13,022.7581	1,976,442,468 1,953,413,718	3.125000 2019/05/15	3.52
イタリア	4.75 ITALY GOVT 280901	国債証券		10,000,000.00	16,344.85 17,417.5574	1,634,485,250 1,741,755,740	4.750000 2028/09/01	3.14
アメリカ	1.75 T-NOTE 220515	国債証券		14,000,000.00	12,214.59 12,141.9084	1,710,043,585 1,699,867,181	1.750000 2022/05/15	3.06
スペイン	5.5 SPAIN GOVT 210430	国債証券		10,000,000.00	16,103.76 16,338.9040	1,610,376,924 1,633,890,400	5.500000 2021/04/30	2.94
フランス	2.25 O.A.T 221025	国債証券		11,000,000.00	14,679.28 14,766.7066	1,614,721,410 1,624,337,726	2.250000 2022/10/25	2.92
イギリス	4.25 GILT 551207	国債証券		5,900,000.00	26,754.07 27,248.8060	1,578,490,602 1,607,679,554	4.250000 2055/12/07	2.89
アメリカ	1.625 T-NOTE 190630	国債証券		12,000,000.00	12,371.65 12,390.4270	1,484,599,032 1,486,851,243	1.625000 2019/06/30	2.68
スペイン	5.9 SPAIN GOVT 260730	国債証券		8,000,000.00	18,215.21 18,375.4224	1,457,217,233 1,470,033,792	5.900000 2026/07/30	2.65
アイルランド	2.4 IRISH GOVT 300515	国債証券		10,000,000.00	13,905.34 14,503.6996	1,390,534,244 1,450,369,960	2.400000 2030/05/15	2.61
オランダ	3.75 NETH GOVT 230115	国債証券		8,000,000.00	16,116.17 16,260.9760	1,289,294,082 1,300,878,080	3.750000 2023/01/15	2.34
アメリカ	8.75 T-BOND 200515	国債証券		8,000,000.00	16,855.12 16,056.7959	1,348,410,075 1,284,543,675	8.750000 2020/05/15	2.31
イタリア	5 ITALY GOVT 400901	国債証券		6,000,000.00	17,807.32 19,015.7308	1,068,439,636 1,140,943,848	5.000000 2040/09/01	2.05
アメリカ	4.5 T-BOND 360215	国債証券		7,000,000.00	15,958.91 15,814.0345	1,117,123,894 1,106,982,416	4.500000 2036/02/15	1.99
フランス	0.5 O.A.T 250525	国債証券		8,000,000.00	12,253.99 12,755.5148	980,319,953 1,020,441,184	0.500000 2025/05/25	1.84
イタリア	5.5 ITALY GOVT 221101	国債証券		6,000,000.00	16,528.81 16,948.0412	991,728,612 1,016,882,472	5.500000 2022/11/01	1.83
アメリカ	3.875 T-BOND 400815	国債証券		7,000,000.00	14,996.51 14,366.1018	1,049,755,972 1,005,627,131	3.875000 2040/08/15	1.81
アメリカ	0.625 T-NOTE 160715	国債証券		8,000,000.00	12,310.24 12,293.5143	984,819,888 983,481,150	0.625000 2016/07/15	1.77
イタリア	2 ITALY GOVT 251201	国債証券		7,000,000.00	13,605.57 13,713.3798	952,390,558 959,936,586	2.000000 2025/12/01	1.73
アイルランド	0.8 IRISH GOVT 220315	国債証券		7,000,000.00	13,033.43 13,366.6002	912,340,761 935,662,014	0.800000 2022/03/15	1.68
アメリカ	4.75 T-BOND 410215	国債証券		5,000,000.00	17,140.10 16,346.5743	857,005,335 817,328,718	4.750000 2041/02/15	1.47
オーストラリア	5.75 AUST GOVT 220715	国債証券		7,000,000.00	10,689.83 10,530.5162	748,288,604 737,136,136	5.750000 2022/07/15	1.33
スペイン	4.9 SPAIN GOVT 400730	国債証券		4,000,000.00	19,127.00 18,339.7054	765,080,219 733,588,216	4.900000 2040/07/30	1.32
フランス	4 O.A.T 600425	国債証券		3,500,000.00	20,627.87 20,641.8284	721,975,645 722,463,994	4.000000 2060/04/25	1.30
アメリカ	1.375 T-NOTE 200131	国債証券		5,000,000.00	12,199.71 12,203.3184	609,985,530 610,165,921	1.375000 2020/01/31	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成27年11月30日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	96.93
合計	96.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド」

(1) 投資状況

平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	37,564,707,250	98.64
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		518,242,874	1.36
純資産総額		38,082,950,124	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成27年11月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1,861,700	889.00 790.00	1,655,051,300 1,470,743,000		3.86
日本	日産自動車	株式	輸送用機器	888,000	1,200.96 1,314.50	1,066,452,480 1,167,276,000		3.07
日本	村田製作所	株式	電気機器	50,000	18,925.69 19,100.00	946,284,500 955,000,000		2.51
日本	NTTドコモ	株式	情報・通信業	387,000	2,447.62 2,328.00	947,229,457 900,936,000		2.37
日本	TDK	株式	電気機器	91,100	9,397.35 8,850.00	856,098,585 806,235,000		2.12
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	100,100	8,172.23 7,657.00	818,040,223 766,465,700		2.01
日本	日本電産	株式	電気機器	80,300	9,245.30 9,518.00	742,397,590 764,295,400		2.01
日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	64,300	11,400.08 11,620.00	733,025,144 747,166,000		1.96
日本	ガリバーインターナショナル	株式	卸売業	619,000	1,156.96 1,150.00	716,159,147 711,850,000		1.87
日本	三井不動産	株式	不動産業	219,000	3,586.77 3,104.00	785,503,797 679,776,000		1.78
日本	マツダ	株式	輸送用機器	263,200	2,224.46 2,557.50	585,479,612 673,134,000		1.77
日本	小野薬品工業	株式	医薬品	32,800	14,064.32 19,710.00	461,309,696 646,488,000		1.70
日本	ペプチドリーム	株式	医薬品	200,500	3,424.61 3,015.00	686,635,812 604,507,500		1.59
日本	富士重工業	株式	輸送用機器	116,900	4,537.47 5,088.00	530,430,243 594,787,200		1.56
日本	大林組	株式	建設業	519,000	914.67 1,137.00	474,713,730 590,103,000		1.55
日本	HOYA	株式	精密機器	117,900	4,867.03 4,990.00	573,822,837 588,321,000		1.54
日本	東ソー	株式	化学	849,000	737.58 690.00	626,205,420 585,810,000		1.54
日本	江崎グリコ	株式	食料品	94,400	6,094.37 6,190.00	575,308,528 584,336,000		1.53
日本	リゾートトラスト	株式	サービス業	175,200	3,255.15 3,285.00	570,303,514 575,532,000		1.51
日本	日立製作所	株式	電気機器	792,000	809.47 726.60	641,100,240 575,467,200		1.51
日本	ジェイテクト	株式	機械	250,000	2,209.18 2,276.00	552,295,173 569,000,000		1.49
日本	カルソニックカンセイ	株式	輸送用機器	530,000	951.56 1,071.00	504,327,028 567,630,000		1.49
日本	KDDI	株式	情報・通信業	185,300	2,903.46 3,058.00	538,012,593 566,647,400		1.49

日本	スタートトゥデイ	株式	小売業	132,000	3,601.44 4,275.00	475,390,080 564,300,000		1.48
日本	第一生命保険	株式	保険業	264,000	2,404.74 2,130.00	634,851,360 562,320,000		1.48
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	119,700	5,360.43 4,697.00	641,644,613 562,230,900		1.48
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	2,230,000	263.48 248.50	587,560,400 554,155,000		1.46
日本	東京応化工業	株式	化学	144,300	3,548.19 3,695.00	512,003,817 533,188,500		1.40
日本	クスリのアオキ	株式	小売業	74,400	5,460.88 6,520.00	406,289,472 485,088,000		1.27
日本	日本ペイントホールディングス	株式	化学	153,000	2,859.34 3,085.00	437,479,020 472,005,000		1.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成27年11月30日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	建設業	3.80
	食料品	4.00
	繊維製品	1.00
	化学	8.31
	医薬品	5.32
	ゴム製品	0.48
	鉄鋼	1.00
	非鉄金属	1.43
	機械	4.85
	電気機器	16.45
	輸送用機器	12.05
	精密機器	2.60
	その他製品	0.95
	陸運業	1.96
	海運業	0.46
	情報・通信業	6.79
	卸売業	2.32
	小売業	5.51
	銀行業	8.70
	証券、商品先物取引業	0.48
保険業	2.92	
その他金融業	1.42	
不動産業	2.72	
サービス業	3.12	
合計		98.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

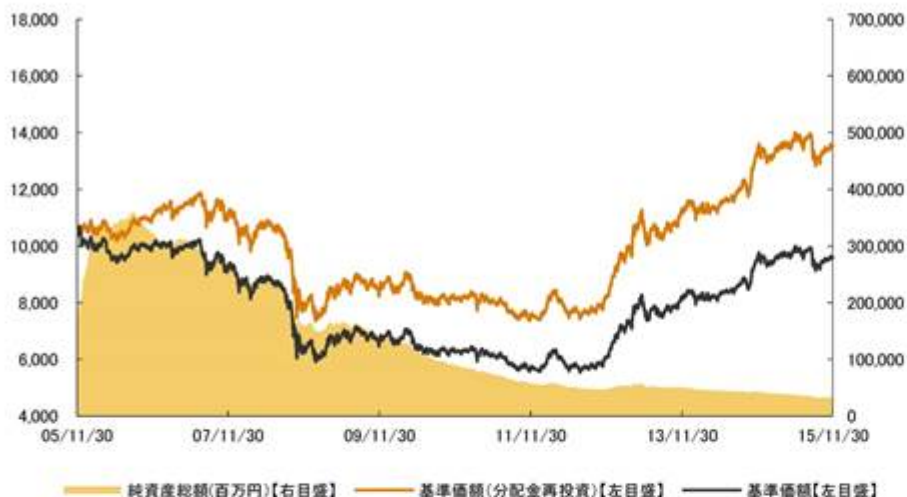
該当事項はありません。

[参考情報]



運用実績

■ 基準価額・純資産の推移 (2005年11月30日～2015年11月30日)



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

■ 分配の推移

2015年11月	10円
2015年10月	10円
2015年9月	10円
2015年8月	10円
2015年7月	10円
2015年6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,426円

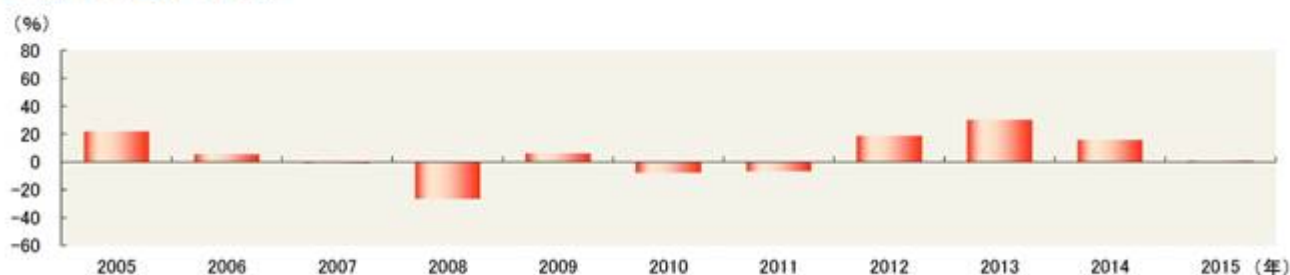
・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況 (2015年11月30日現在)

資産別構成	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	29.4%	アメリカドル	31.5%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.2%
外国債券	67.9%	円	30.1%	日産自動車	株式	輸送用機器	日本	0.9%
		ユーロ	28.3%	村田製作所	株式	電気機器	日本	0.7%
		イギリスポンド	6.0%	NTTドコモ	株式	情報・通信業	日本	0.7%
		オーストラリアドル	1.2%	TDK	株式	電気機器	日本	0.6%
		メキシコペソ	0.8%	2 T-NOTE 220731	債券	国債	アメリカ	5.8%
		ポーランドズロチ	0.7%	5.5 ITALY GOVT 220901	債券	国債	イタリア	4.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.7%	南アフリカランド	0.4%	2.75 T-NOTE 240215	債券	国債	アメリカ	3.9%
合計	100.0%	その他	1.0%	1.75 T-NOTE 230515	債券	国債	アメリカ	3.6%
		合計	100.0%	4.75 GILT 200307	債券	国債	イギリス	2.7%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(REITを含む)の組み入れがある場合、株式に含めて表示

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2015年は11月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求 受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の 算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の 照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成16年12月17日から平成31年11月20日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎月21日から翌月20日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成していません。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成27年5月21日から平成27年11月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成27年5月20日現在]	当期 [平成27年11月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,308,888	65,293,642
親投資信託受益証券	37,522,159,679	32,421,300,415
未収入金	102,226,083	108,335,283
未収利息	107	107
流動資産合計	37,695,694,757	32,594,929,447
資産合計	37,695,694,757	32,594,929,447
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,410,332	33,661,625
未払解約金	57,315,715	72,323,704
未払受託者報酬	2,669,475	2,372,599
未払委託者報酬	37,372,671	33,216,396
その他未払費用	140,140	124,550
流動負債合計	135,908,333	141,698,874
負債合計	135,908,333	141,698,874
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 38,410,332,166	¹ 33,661,625,926
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 850,545,742	² 1,208,395,353
（分配準備積立金）	1,058,368,116	997,552,390
元本等合計	37,559,786,424	32,453,230,573
純資産合計	37,559,786,424	32,453,230,573
負債純資産合計	37,695,694,757	32,594,929,447

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成26年11月21日 至 平成27年 5月20日	自 平成27年 5月21日 至 平成27年11月20日
営業収益		
受取利息	17,217	17,200
有価証券売買等損益	1,872,334,161	51,816,829
営業収益合計	1,872,351,378	51,799,629
営業費用		
受託者報酬	17,039,015	14,870,553
委託者報酬	238,546,157	208,187,606
その他費用	894,485	780,645
営業費用合計	256,479,657	223,838,804
営業利益又は営業損失()	1,615,871,721	275,638,433
経常利益又は経常損失()	1,615,871,721	275,638,433
当期純利益又は当期純損失()	1,615,871,721	275,638,433
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	40,314,994	886,221
期首剰余金又は期首欠損金()	2,499,406,712	850,545,742
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,551,441	131,019,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,551,441	131,019,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,529,206	1,800,441
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,529,206	1,800,441
分配金	1 245,717,992	1 210,543,861
期末剰余金又は期末欠損金()	850,545,742	1,208,395,353

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成27年5月20日現在]	当期 [平成27年11月20日現在]
1 期首元本額	45,286,296,076円	38,410,332,166円
期中追加設定元本額	57,279,415円	46,097,815円
期中一部解約元本額	6,933,243,325円	4,794,804,055円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	850,545,742円	1,208,395,353円
3 受益権の総数	38,410,332,166口	33,661,625,926口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9779円 (9,779円)	0.9641円 (9,641円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成26年11月21日 至平成27年5月20日)

1 分配金の計算過程

(自平成26年11月21日 至平成26年12月22日)		
費用控除後の配当等収益額	A	72,190,934円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	56,366,131円
分配準備積立金額	D	1,032,933,270円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,161,490,335円
当ファンドの期末残存口数	F	43,315,307,154口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	268円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,315,307円

(自平成26年12月23日 至平成27年1月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	30,176,565円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	55,727,320円
分配準備積立金額	D	1,043,280,705円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,129,184,590円
当ファンドの期末残存口数	F	42,572,481,717口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	265円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,572,481円

(自平成27年1月21日 至平成27年2月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	60,368,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	54,732,095円
分配準備積立金額	D	1,009,100,735円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,124,201,074円
当ファンドの期末残存口数	F	41,679,855,457口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	269円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,679,855円

(自平成27年2月21日 至平成27年3月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	59,480,239円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	53,303,642円
分配準備積立金額	D	997,156,367円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,109,940,248円
当ファンドの期末残存口数	F	40,445,286,685口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	274円
1万口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	40,445,286円
---------	----------------	-------------

(自平成27年3月21日 至 平成27年4月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	103,581,321円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	51,980,012円
分配準備積立金額	D	987,107,506円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,142,668,839円
当ファンドの期末残存口数	F	39,294,731,599口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	290円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	39,294,731円

(自平成27年4月21日 至 平成27年5月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	69,273,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	51,042,361円
分配準備積立金額	D	1,027,505,262円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,147,820,809円
当ファンドの期末残存口数	F	38,410,332,166口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	298円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	38,410,332円

当期(自平成27年5月21日 至 平成27年11月20日)

1 分配金の計算過程

(自平成27年5月21日 至 平成27年6月22日)		
費用控除後の配当等収益額	A	66,282,951円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	49,121,351円
分配準備積立金額	D	1,014,425,546円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,129,829,848円
当ファンドの期末残存口数	F	36,822,298,145口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	306円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	36,822,298円

(自平成27年6月23日 至 平成27年7月21日)		
費用控除後の配当等収益額	A	23,218,714円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	48,326,392円
分配準備積立金額	D	1,023,050,128円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,094,595,234円
当ファンドの期末残存口数	F	36,093,442,690口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	303円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	36,093,442円

(自平成27年7月22日 至 平成27年8月20日)		
費用控除後の配当等収益額	A	18,285,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	47,203,354円
分配準備積立金額	D	982,808,301円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,048,297,140円
当ファンドの期末残存口数	F	35,121,908,177口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	298円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	35,121,908円

		(自平成27年8月21日 至 平成27年9月24日)
費用控除後の配当等収益額	A	21,626,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	46,668,667円
分配準備積立金額	D	951,117,410円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,019,412,712円
当ファンドの期末残存口数	F	34,588,303,015口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	294円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,588,303円

		(自平成27年9月25日 至 平成27年10月20日)
費用控除後の配当等収益額	A	103,552,567円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	46,596,788円
分配準備積立金額	D	928,793,905円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,078,943,260円
当ファンドの期末残存口数	F	34,256,285,133口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	314円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,256,285円

		(自平成27年10月21日 至 平成27年11月20日)
費用控除後の配当等収益額	A	50,639,854円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	45,981,715円
分配準備積立金額	D	980,574,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,077,195,730円
当ファンドの期末残存口数	F	33,661,625,926口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	319円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,661,625円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自平成26年11月21日 至 平成27年 5月20日)	当期 (自平成27年 5月21日 至 平成27年11月20日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左 同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期	当期
	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期	当期
	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	628,429,363	679,754,939
合計	628,429,363	679,754,939

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド	5,547,126,123	9,804,545,422	
	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	7,506,639,780	22,616,754,993	
	親投資信託受益証券 小計	13,053,765,903	32,421,300,415	
	合計	13,053,765,903	32,421,300,415	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	724,997,015	1,066,383,154
コール・ローン	132,251,292	119,935,785
国債証券	61,732,601,621	54,303,593,123
社債券	2,347,582,653	
未収入金	146,282,759	
未収利息	424,099,220	333,778,235
前払費用	158,796,364	103,404,405
流動資産合計	65,666,610,924	55,927,094,702
資産合計	65,666,610,924	55,927,094,702
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	763,000	15,000
未払金	172,672,052	
未払解約金	180,356,038	108,537,225
流動負債合計	353,791,090	108,552,225
負債合計	353,791,090	108,552,225
純資産の部		
元本等		
元本	21,818,937,683	18,526,647,297
剰余金		
剰余金又は欠損金()	43,493,882,151	37,291,895,180
元本等合計	65,312,819,834	55,818,542,477
純資産合計	65,312,819,834	55,818,542,477
負債純資産合計	65,666,610,924	55,927,094,702

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
1 期首		
期首元本額	平成26年11月21日 25,789,369,106円	平成27年5月21日 21,818,937,683円
期首からの追加設定元本額	390,684,180円	452,796,443円
期首からの一部解約元本額	4,361,115,603円	3,745,086,829円
元本の内訳*		
三菱UFJ バランスインカムオープン(毎月決算型)	8,734,117,863円	7,506,639,780円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	322,330,646円	331,650,373円
三菱UFJ ライフプラン 25	25,193,559円	21,689,445円
三菱UFJ ライフプラン 50	53,468,718円	45,460,717円
三菱UFJ ライフプラン 75	18,517,375円	12,837,276円
三菱UFJ 海外債券オープン	3,374,651,433円	3,389,311,184円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式20型	52,594,425円	52,318,902円
三菱UFJ グローバルバランスオープン 株式40型	26,168,059円	26,800,259円
三菱UFJ 海外債券オープン(3ヵ月決算型)	4,688,164,463円	4,508,708,828円
三菱UFJ ライフプラン 50VA(適格機関投資家限定)	122,507,130円	83,886,040円
三菱UFJ 海外債券オープンVA(適格機関投資家限定)	173,141,022円	158,164,641円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA(適格機関投資家限定)	3,185,504,941円	1,486,011,171円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA(適格機関投資家限定)	1,042,578,049円	903,168,681円
(合計)	21,818,937,683円	18,526,647,297円

2 受益権の総数	21,818,937,683口	18,526,647,297口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9934円 (29,934円)	3.0129円 (30,129円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	(自平成26年11月21日 至平成27年5月20日)	(自平成27年5月21日 至平成27年11月20日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	663,758,759	224,997,459
社債券	40,343,472	
合計	704,102,231	224,997,459

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成27年5月20日現在]		
		契約額等(円) うち1年超	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建			
	アメリカドル	89,962,500	90,697,500	735,000
	ユーロ	94,157,000	94,185,000	28,000
	合 計	184,119,500	184,882,500	763,000

区 分	種 類	[平成27年11月20日現在]		
		契約額等(円) うち1年超	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建			
	アメリカドル	61,460,000	61,475,000	15,000
	合 計	61,460,000	61,475,000	15,000

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル				
国債証券	0.375 T-NOTE 160315	17,000,000.00	17,009,960.92	
	0.625 T-NOTE 160715	8,000,000.00	8,007,500.00	
	1.375 T-NOTE 200131	5,000,000.00	4,962,304.68	
	1.625 T-NOTE 190630	12,000,000.00	12,099,375.00	
	1.75 T-NOTE 220515	14,000,000.00	13,806,406.25	
	1.75 T-NOTE 230515	24,000,000.00	23,446,875.00	
	2 T-NOTE 220731	37,000,000.00	37,008,671.87	
	2.75 T-NOTE 240215	24,000,000.00	25,106,250.00	
	3.125 T-BOND 430215	3,000,000.00	3,076,171.87	
	3.125 T-BOND 440815	3,000,000.00	3,068,906.25	
	3.125 T-NOTE 190515	15,000,000.00	15,907,031.25	
	3.875 T-BOND 400815	7,000,000.00	8,178,789.05	
	4.5 T-BOND 360215	7,000,000.00	8,985,156.25	
	4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	6,642,578.12	
8.75 T-BOND 200515	8,000,000.00	10,470,000.00		
国債証券 小計		189,000,000.00	197,775,976.51 (24,318,534,071)	
アメリカドル 小計		189,000,000.00	197,775,976.51 (24,318,534,071)	
カナダドル				
国債証券	2.5 CAN GOVT 240601	100,000.00	107,785.00	
	国債証券 小計		107,785.00 (9,961,489)	
カナダドル 小計		100,000.00	107,785.00 (9,961,489)	
オーストラリアドル				
国債証券	3.25 AUST GOVT 250421	1,700,000.00	1,746,104.00	
	5.75 AUST GOVT 220715	7,000,000.00	8,339,030.00	
国債証券 小計		8,700,000.00	10,085,134.00 (891,727,548)	
オーストラリアドル 小計		8,700,000.00	10,085,134.00 (891,727,548)	
イギリスポンド				
国債証券	2.25 GILT 230907	3,000,000.00	3,123,750.00	
	4.25 GILT 551207	5,900,000.00	8,544,085.00	
	4.75 GILT 200307	10,000,000.00	11,526,500.00	
	6 GILT 281207	1,000,000.00	1,454,350.00	
国債証券 小計		19,900,000.00	24,648,685.00 (4,630,255,477)	
イギリスポンド 小計		19,900,000.00	24,648,685.00 (4,630,255,477)	
シンガポールドル				
国債証券	3.25 SINGAPORGV 200901	1,000,000.00	1,057,000.00	
	3.5 SINGAPORGV 270301	1,000,000.00	1,080,000.00	

国債証券 小計		2,000,000.00	2,137,000.00 (185,833,520)	
シンガポールドル 小計		2,000,000.00	2,137,000.00 (185,833,520)	
マレーシアリングギット				
国債証券	3.502MALAYSIAGOV 270531	3,000,000.00	2,714,310.00	
	3.814MALAYSIAGOV 170215	5,000,000.00	5,050,150.00	
	4.935 MALAYSIAGOV 430930	1,000,000.00	1,019,890.00	
国債証券 小計		9,000,000.00	8,784,350.00 (248,772,792)	
マレーシアリングギット 小計		9,000,000.00	8,784,350.00 (248,772,792)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	3.5 SWD GOVT 390330	2,000,000.00	2,545,760.00	
	5 SWD GOVT 201201	12,000,000.00	14,892,600.00	
国債証券 小計		14,000,000.00	17,438,360.00 (246,752,794)	
スウェーデンクローネ 小計		14,000,000.00	17,438,360.00 (246,752,794)	
ノルウェークローネ				
国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	2,000,000.00	2,035,500.00	
	3.75 NORWE GOVT 210525	7,000,000.00	7,999,600.00	
国債証券 小計		9,000,000.00	10,035,100.00 (143,200,877)	
ノルウェークローネ 小計		9,000,000.00	10,035,100.00 (143,200,877)	
メキシコペソ				
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	20,000,000.00	25,494,000.00	
	6.25 MEXICAN BONO 160616	10,000,000.00	10,156,100.00	
	6.5 MEXICAN BONOS 220609	35,000,000.00	36,316,700.00	
	8.5 MEXICAN BONOS 381118	10,000,000.00	11,961,400.00	
国債証券 小計		75,000,000.00	83,928,200.00 (619,390,116)	
メキシコペソ 小計		75,000,000.00	83,928,200.00 (619,390,116)	
ポーランドズロチ				
国債証券	3.25 POLAND 250725	4,000,000.00	4,169,400.00	
	5.25 POLAND 171025	6,000,000.00	6,410,100.00	
	5.25 POLAND 201025	3,000,000.00	3,433,350.00	
	5.75 POLAND 220923	3,000,000.00	3,608,850.00	
国債証券 小計		16,000,000.00	17,621,700.00 (546,096,483)	
ポーランドズロチ 小計		16,000,000.00	17,621,700.00 (546,096,483)	
南アフリカランド				
国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	5,000,000.00	5,725,050.00	
	6.25 SOUTH AFRICA 360331	21,000,000.00	15,609,090.00	
	7.25 SOUTH AFRICA 200115	11,000,000.00	10,757,450.00	
国債証券 小計		37,000,000.00	32,091,590.00 (281,443,244)	
南アフリカランド 小計		37,000,000.00	32,091,590.00 (281,443,244)	
ユーロ				
国債証券	0.5 O.A.T 250525	10,000,000.00	9,789,000.00	
	0.8 IRISH GOVT 220315	7,000,000.00	7,171,500.00	
	1.5 BUND 220904	5,000,000.00	5,497,250.00	
	1.5 BUND 240515	7,000,000.00	7,717,150.00	
	2 IRISH GOVT 450218	4,000,000.00	3,874,000.00	
	2.25 O.A.T 221025	11,000,000.00	12,480,050.00	
	2.4 IRISH GOVT 300515	10,000,000.00	11,052,000.00	
	2.75 NETH GOVT 470115	500,000.00	662,175.00	
	3.4 IRISH GOVT 240318	3,000,000.00	3,610,500.00	
	3.75 NETH GOVT 230115	8,000,000.00	10,004,800.00	
	4 O.A.T 600425	3,500,000.00	5,555,025.00	
	4.25 ITALY GOVT 200301	2,000,000.00	2,326,700.00	
	4.3 SPAIN GOVT 191031	1,000,000.00	1,152,400.00	
	4.5 BEL GOVT 260328	2,000,000.00	2,726,500.00	
	4.75 ITALY GOVT 280901	10,000,000.00	13,290,000.00	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	4,000,000.00	5,543,200.00	
	5 ITALY GOVT 400901	5,000,000.00	7,249,750.00	

5.5 ITALY GOVT 220901	21,000,000.00	27,203,400.00	
5.5 ITALY GOVT 221101	6,000,000.00	7,789,500.00	
5.5 SPAIN GOVT 210430	10,000,000.00	12,505,000.00	
5.9 SPAIN GOVT 260730	8,000,000.00	11,148,800.00	
国債証券 小計	138,000,000.00	168,348,700.00 (22,181,624,712)	
ユーロ 小計	138,000,000.00	168,348,700.00 (22,181,624,712)	
合 計		54,303,593,123 (54,303,593,123)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 15銘柄	100.00%	44.78%
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.02%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	100.00%	1.64%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	8.53%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.34%
マレーシアリングgit	国債証券 3銘柄	100.00%	0.46%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.45%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.26%
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	100.00%	1.14%
ポーランドズロチ	国債証券 4銘柄	100.00%	1.01%
南アフリカランド	国債証券 3銘柄	100.00%	0.52%
ユーロ	国債証券 21銘柄	100.00%	40.85%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

「三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	449,333,980	230,965,712
株式	41,207,975,640	38,054,375,510
未収入金	738,221,157	745,591,450
未収配当金	309,782,237	242,432,150
未収利息	677	380
流動資産合計	42,705,313,691	39,273,365,202
資産合計	42,705,313,691	39,273,365,202
負債の部		
流動負債		
未払金	482,419,002	569,827,673
未払解約金	86,300,782	131,112,501
流動負債合計	568,719,784	700,940,174
負債合計	568,719,784	700,940,174
純資産の部		
元本等		
元本	1 23,256,998,554	21,823,492,183
剰余金		
剰余金又は欠損金()	18,879,595,353	16,748,932,845
元本等合計	42,136,593,907	38,572,425,028
純資産合計	42,136,593,907	38,572,425,028
負債純資産合計	42,705,313,691	39,273,365,202

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
1 期首		
期首元本額	平成26年11月21日 26,175,102,923円	平成27年5月21日 23,256,998,554円
期首からの追加設定元本額	530,033,964円	865,997,833円
期首からの一部解約元本額	3,448,138,333円	2,299,504,204円
元本の内訳*		
三菱UFJ 日本株アクティブオープン	6,829,327,219円	6,204,778,820円
三菱UFJ 日本株アクティブオープン(確定拠出年金)	8,921,573,878円	8,880,834,956円
三菱UFJ バランスインカムオープン(毎月決算型)	6,279,639,733円	5,547,126,123円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	547,039,542円	577,711,157円
三菱UFJ 日本株アクティブファンドVA(適格機関投資家限定)	679,418,182円	613,041,127円
(合計)	23,256,998,554円	21,823,492,183円
2 受益権の総数	23,256,998,554口	21,823,492,183口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8118円 (18,118円)	1.7675円 (17,675円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成26年11月21日 至平成27年5月20日)	(自平成27年5月21日 至平成27年11月20日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左
------------------	--	-----

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成27年5月20日現在]	[平成27年11月20日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	7,233,790,247	768,701,596
合計	7,233,790,247	768,701,596

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

コード	銘 柄 銘 柄 名	株式数	評 価 額		備考
			単 価	金 額	
1802	大林組	521,000	1,123.00	585,083,000	
1861	熊谷組	984,000	341.00	335,544,000	
1893	五洋建設	640,000	488.00	312,320,000	
1925	大和ハウス工業	57,300	3,480.00	199,404,000	
2206	江崎グリコ	97,400	6,480.00	631,152,000	
2269	明治ホールディングス	39,700	10,330.00	410,101,000	
2281	プリマハム	510,000	344.00	175,440,000	
2815	アリアケジャパン	66,400	5,960.00	395,744,000	
3402	東レ	339,000	1,126.00	381,714,000	
4023	クレハ	330,000	495.00	163,350,000	
4042	東ソー	861,000	687.00	591,507,000	
4186	東京応化工業	144,300	3,755.00	541,846,500	
4612	日本ペイントホールディングス	154,000	3,060.00	471,240,000	
4901	富士フイルムホールディングス	37,500	5,057.00	189,637,500	
4921	ファンケル	193,800	1,823.00	353,297,400	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	48,200	8,620.00	415,484,000	
8113	ユニ・チャーム	181,000	2,642.00	478,202,000	
4151	協和発酵キリン	186,000	2,171.00	403,806,000	
4516	日本新薬	80,000	5,180.00	414,400,000	
4528	小野薬品工業	34,800	19,140.00	666,072,000	
4587	ペプチドリーム	199,500	2,711.00	540,844,500	
5105	東洋ゴム工業	69,000	2,725.00	188,025,000	
5413	日新製鋼	282,000	1,319.00	371,958,000	
5727	東邦チタニウム	116,000	1,397.00	162,052,000	
5801	古河電気工業	1,500,000	263.00	394,500,000	
6101	ツガミ	151,000	558.00	84,258,000	
6136	オーエスジー	158,000	2,436.00	384,888,000	
6465	ホンザキ電機	30,900	8,480.00	262,032,000	
6473	ジェイテクト	250,000	2,235.00	558,750,000	
7004	日立造船	252,000	679.00	171,108,000	
7011	三菱重工業	596,000	644.60	384,181,600	

4902	コニカミノルタ	127,000	1,283.00	162,941,000
6448	ブラザー工業	107,000	1,460.00	156,220,000
6501	日立製作所	792,000	729.30	577,605,600
6594	日本電産	81,300	9,815.00	797,959,500
6645	オムロン	88,800	4,600.00	408,480,000
6701	日本電気	893,000	415.00	370,595,000
6752	パナソニック	126,500	1,428.00	180,642,000
6758	ソニー	111,600	3,285.00	366,606,000
6762	T D K	92,900	8,830.00	820,307,000
6770	アルプス電気	98,000	4,040.00	395,920,000
6807	日本航空電子工業	81,000	2,213.00	179,253,000
6952	カシオ計算機	74,000	2,550.00	188,700,000
6963	ローム	27,800	6,850.00	190,430,000
6981	村田製作所	50,200	19,560.00	981,912,000
7276	小糸製作所	79,700	4,935.00	393,319,500
8035	東京エレクトロン	26,800	7,854.00	210,487,200
5949	ユニプレス	63,300	2,946.00	186,481,800
7201	日産自動車	890,000	1,304.50	1,161,005,000
7203	トヨタ自動車	100,100	7,583.00	759,058,300
7224	新明和工業	136,000	1,202.00	163,472,000
7242	K Y B	250,000	378.00	94,500,000
7248	カルソニックカンセイ	521,000	1,065.00	554,865,000
7250	太平洋工業	134,000	1,290.00	172,860,000
7261	マツダ	263,200	2,530.50	666,027,600
7270	富士重工業	118,400	5,085.00	602,064,000
7272	ヤマハ発動機	65,800	2,997.00	197,202,600
7701	島津製作所	101,000	1,910.00	192,910,000
7741	H O Y A	119,900	5,051.00	605,614,900
7779	C Y B E R D Y N E	105,000	1,746.00	183,330,000
7911	凸版印刷	334,000	1,125.00	375,750,000
9020	東日本旅客鉄道	64,400	12,195.00	785,358,000
9101	日本郵船	543,000	318.00	172,674,000
4768	大塚商会	60,700	6,190.00	375,733,000
9404	日本テレビホールディングス	168,000	2,304.00	387,072,000
9433	K D D I	184,300	3,011.00	554,927,300
9437	N T T ドコモ	379,000	2,412.50	914,337,500
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	126,300	2,939.00	371,195,700
7599	ガリバーインターナショナル	606,000	1,199.00	726,594,000
8001	伊藤忠商事	115,000	1,545.00	177,675,000
3092	スタートトゥデイ	133,000	4,220.00	561,260,000
3398	クスリのアオキ	75,400	6,250.00	471,250,000
7453	良品計画	14,700	26,680.00	392,196,000
7606	ユナイテッドアローズ	34,000	5,320.00	180,880,000
8282	ケーズホールディングス	42,000	4,660.00	195,720,000
9843	ニトリホールディングス	28,600	9,900.00	283,140,000
8304	あおぞら銀行	815,000	438.00	356,970,000
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,861,700	829.30	1,543,907,810
8316	三井住友フィナンシャルグループ	116,700	4,914.00	573,463,800
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	282,000	631.00	177,942,000
8358	スルガ銀行	76,300	2,546.00	194,259,800
8411	みずほフィナンシャルグループ	2,235,000	261.10	583,558,500
8613	丸三証券	148,000	1,217.00	180,116,000
8715	アニコム ホールディングス	130,500	2,809.00	366,574,500
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	81,000	2,230.00	180,630,000
8750	第一生命保険	265,000	2,237.50	592,937,500
8570	イオンフィナンシャルサービス	61,300	2,932.00	179,731,600
8591	オリックス	202,000	1,830.50	369,761,000
8801	三井不動産	218,000	3,202.00	698,036,000
8804	東京建物	240,000	1,506.00	361,440,000
2427	アウトソーシング	80,000	3,075.00	246,000,000
4681	リゾートトラスト	175,200	3,310.00	579,912,000
9616	共立メンテナンス	43,700	9,260.00	404,662,000
	合 計	24,774,900		38,054,375,510

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産総額	32,229,022,893
負債総額	75,566,446
純資産総額(-)	32,153,456,447
発行済口数	33,523,351,725 口
1口当たり純資産価額(/)	0.9591 (1万口当たり 9,591)

<参考>

「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」の現況
純資産額計算書平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産総額	55,832,251,107
負債総額	297,843,603
純資産総額(-)	55,534,407,504
発行済口数	18,494,529,321 口
1口当たり純資産価額(/)	3.0027 (1万口当たり 30,027)

<参考>

「三菱UFJ 日本株アクティブマザーファンド」の現況
純資産額計算書平成27年11月30日現在
(単位：円)

資産総額	38,324,024,320
負債総額	241,074,196
純資産総額(-)	38,082,950,124
発行済口数	21,723,165,056 口
1口当たり純資産価額(/)	1.7531 (1万口当たり 17,531)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成27年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成27年11月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%（31,757株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成27年9月1日	臨時報告書
平成27年8月19日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成27年6月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年6月1日	臨時報告書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・当ファンドの受益権の価額は、株式・公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月24日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）の平成27年5月21日から平成27年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）の平成27年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。